

議案第 1 1 号

山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

山都町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 9 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

令和 2 年 4 月 1 日に山都町水道事業と山都町簡易水道等事業を事業統合した新たな山都町水道事業を経営するに当たり、関係条例の一部を改正し、又は廃止する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山都町水道事業の設置等に関する条例（平成17年山都町条例第142号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「畑、城平、城原、下市、浜町、下馬尾、上寺、千滝、南田、長田、芦屋田、杉木、牧野、入佐、長原、白小野、山田、市原及び荒谷」を「別表のとおり」に改め、同条第3項中「9,000人」を「10,000人」に改め、同条第4項中「5,000立方メートル」を「4,900立方メートル」に改める。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第7条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第1項中「作成しなければ」を「町長に提出しなければ」に改め、同条第3項中「作成する」を「提出する」に、「作成しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第8条の見出し中「山都町水道事業運営協議会」を「山都町水道事業運営審議会」に改め、同条中「山都町水道事業運営協議会」を「山都町水道事業運営審議会」に、「協議会」を「審議会」に改める。

第9条の見出し中「協議会」を「審議会」に改め、同条中「協議会」を「審議会」に改め、同条第1号中「3人」を「3人以内」に改め、同条第2号中「3人」を「7人以内」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

給水区域

浜町、下市、下馬尾、上寺、城平、畑、入佐、城原、長原、千滝、南田、牧野、白小野、荒谷、長田、芦屋田、山田、市原、田小野、下名連石、御所、黒川、杉木、原、三ヶ、犬飼、新小、白藤、津留、目丸、菅、麻山、小笹、野尻、男成、川野、上川井野、成君、田所、下川井野、田吉、大平、米生、須原、貫原、小峰、小中竹、木原谷、尾野尻、鎌野、市の原、仮屋、仏原、高月、安方、井無田、川口、鶴ヶ田、馬見原、滝上、長崎、神の前、白石、大野、柳井原、方ヶ野、菅尾、塩原、米迫、今、八木、大見口、上差尾、二津留、玉目、柏、二瀬本、花上、橘、下山、長谷、柳、東竹原、高畑、高辻、北中島の一部、金内の一部

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(山都町配水管布設工事費の分担基準に関する条例の廃止)

2 山都町配水管布設工事費の分担基準に関する条例（平成17年山都町条例第145号）は、廃止する。

(山都町附属機関に関する条例の一部改正)

3 山都町附属機関に関する条例（平成17年山都町条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部簡易水道等審議会の項中

「 1 組織 審議会は、委員9人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町議会議員 3人

(2) 簡易水道等を使用する者 6人

を

「 1 組織 審議会は、委員5人以内をもって組織し、簡易水道等を使用する者から町長が委嘱する。」

に改める。

(山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正)

- 4 山都町建設事業分担金徴収条例（平成17年山都町条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

簡易水道等事業の新設、改良又は更新事業	100分の50	事業費（用地費を含む。）は、国及び県の補助金の額並びに町債の額を除いた額とする。 受益者は、山都町簡易水道等事業の設置に関する条例（平成18年山都町条例第19号）第3条第1項第1号の表名称の欄に掲げる施設において事業を行う給水装置使用者（公共施設におけるものを含む。）とする。
---------------------	---------	---

(山都町簡易水道等事業の設置に関する条例の一部改正)

- 5 山都町簡易水道等事業の設置に関する条例（平成18年山都町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表を次のように改める。

名称	給水区域
大矢野原地区簡易水道	水の田尾地区、金内地区、萱野地区、上鶴地区

第3条第1項第2号の表上菅地区小規模水道施設の項及び貫原地区小規模水道施設の項を削る。

(山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正)

- 6 山都町簡易水道等事業給水条例（平成18年山都町条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 料金及び手数料等（第31条—第43条）

第5章 管理（第44条—第53条）

第6章 補則（第54条）

第7章 罰則（第55条・第56条）」

を

「第4章 料金及び手数料等（第31条—第42条）

第5章 管理（第43条—第52条）

第6章 補則（第53条）

第7章 罰則（第54条・第55条）」

に改める。

第32条第1号を次のように改める。

（1） 簡易水道の料金

名称	基本料金（1箇月につき）
大矢野原地区簡易水道	400円

（注） 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

第32条第2号の表中「菅囲地区飲料水供給施設」を「菅囲地区小規模水道施設」に改め、同表横野地区飲料水供給施設の項及び上菅地区小規模水道施設の項を削る。

第42条を削り、第43条を第42条とする。

第5章中第44条を第43条とし、第45条を第44条とする。

第46条第2号中「第44条」を「第43条」に改め、同条を第45条とし、第47条から第53条までを1条ずつ繰り上げる。

第6章中第54条を第53条とする。

第55条第2号中「第44条」を「第43条」に、「第47条」を「第46条」に改め、同条第4号中「又は第42条第1項の規定による加入金」を削り、第7章中同条を第54条とする。

第56条中「又は第42条第1項の規定による加入金」を削り、同条を第

55条とする。

(山都町水道事業給水条例の一部改正)

7 山都町水道事業給水条例(平成17年山都町条例第144号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「工事^{しゆん}竣工後」を「工事竣工後」に改める。

第15条中「瑕疵^{かし}」を「瑕疵^{しゆん}」に、「工事^{しゆん}竣工」を「工事竣工」に改める。

第18条ただし書中「竣工^{しゆん}後」を「竣工後」に改める。

第43条第5号を削る。

第51条に次の2号を加える。

(3) 未納による給水停止の状態であって、30日以上納付がないとき。

(4) その他管理者が必要と認めたとき。

(山都町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

8 山都町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年山都町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「又は水道環境」を削る。

山都町水道事業の設置等に関する条例(平成17年条例第142号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 給水区域は、<u>畑、城平、城原、下市、浜町、下馬尾、上寺、千滝、南田、長田、芦屋田、杉木、牧野、入佐、長原、白小野、山田、市原及び荒谷</u>とする。ただし、公益上その必要があると認め、水量に余裕がある場合は、区域外に給水することができる。</p> <p>3 給水人口は、<u>9,000人</u>とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、<u>5,000立方メートル</u>とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>(業務状況説明書類の作成)</p> <p>第7条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を<u>作成</u>することができなかつた場合においては、管理</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 給水区域は、<u>別表のとおり</u>とする。ただし、公益上その必要があると認め、水量に余裕がある場合は、区域外に給水することができる。</p> <p>3 給水人口は、<u>10,000人</u>とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、<u>4,900立方メートル</u>とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第7条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>町長に提出</u>しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を<u>提出</u>することができなかつた場合においては、管理</p>

者は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(山都町水道事業運営協議会の設置)

第8条 第2条に定める水道事業の経済性を高め、その健全な運営を図るため、管理者の諮問機関として、山都町水道事業運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の委員の定数)

第9条 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 町議会を代表する委員 3人
- (2) 加入者を代表する委員 3人

者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(山都町水道事業運営審議会の設置)

第8条 第2条に定める水道事業の経済性を高め、その健全な運営を図るため、管理者の諮問機関として、山都町水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の委員の定数)

第9条 審議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 町議会を代表する委員 3人以内
- (2) 加入者を代表する委員 7人以内

別表 (第2条関係)

<u>給水区域</u>
浜町、下市、下馬尾、上寺、城平、畑、入佐、城原、長原、千滝、南田、牧野、白小野、荒谷、長田、芦屋田、山田、市原、田小野、下名連石、御所、黒川、杉木、原、三ヶ、犬飼、新小、白藤、津留、目丸、菅、麻山、小笹、野尻、男成、川野、上川井野、成君、田所、下川井野、田吉、大平、米生、須原、貫原、小峰、小中竹、木原谷、尾野尻、鎌野、市の原、仮屋、仏原、高月、安方、井無田、川口、鶴ヶ田、馬見原、滝上、長崎、神の前、白石、大野、柳井原、方ヶ野、菅尾、塩原、米迫、今、八木、大見口、上差尾、二津留、玉目、柏、二瀬本、花上、橘、下山、長谷、柳、東竹原、高畑、高辻、北中島の一部、金内
<u>の一部</u>

山都町附属機関に関する条例(平成17年条例第21号)新旧対照表

現行	改正後 (案)

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	組織、任期及び所掌事務
町長	健康づくり推進協議会	<p>1 組織 協議会は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。</p> <p>(1) 町議会議員</p> <p>(2) 保健・医療関係者</p> <p>(3) 公共的団体等を代表する者</p> <p>(4) 町民の代表</p> <p>2 任期 委員の任期は2年とし、委員が任命されたときにおける当該身分を失ったときは、その職を失うものとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 協議会は次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 健康づくりに関する保健活動の総合的な審議及び企画に関すること。</p> <p>(2) 健康づくりに関する知識の啓発及び普及に関すること。</p> <p>(3) 自主組織の保健活動に関すること。</p> <p>(4) その他健康づくりに必要と認められる事項</p>
町長	総合計画審議会	<p>1 組織 審議会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命す</p>

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	組織、任期及び所掌事務
町長	健康づくり推進協議会	<p>1 組織 協議会は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。</p> <p>(1) 町議会議員</p> <p>(2) 保健・医療関係者</p> <p>(3) 公共的団体等を代表する者</p> <p>(4) 町民の代表</p> <p>2 任期 委員の任期は2年とし、委員が任命されたときにおける当該身分を失ったときは、その職を失うものとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 協議会は次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 健康づくりに関する保健活動の総合的な審議及び企画に関すること。</p> <p>(2) 健康づくりに関する知識の啓発及び普及に関すること。</p> <p>(3) 自主組織の保健活動に関すること。</p> <p>(4) その他健康づくりに必要と認められる事項</p>
町長	総合計画審議会	<p>1 組織 審議会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任</p>

		<p>る。</p> <p>(1) 町議会議員</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>2 任期 委員の任期は2年とし、委員が任命されたときにおける当該身分を失ったときは、その職を失うものとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 町長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。</p> <p>(1) 町総合計画の策定、その他その実施に関すること。</p> <p>(2) 農業振興地域整備計画の策定及び実施に関すること。</p>			<p>命する。</p> <p>(1) 町議会議員</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>2 任期 委員の任期は2年とし、委員が任命されたときにおける当該身分を失ったときは、その職を失うものとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 町長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。</p> <p>(1) 町総合計画の策定、その他その実施に関すること。</p> <p>(2) 農業振興地域整備計画の策定及び実施に関すること。</p>
町長	男女共同参画社会促進懇話会	<p>1 組織 懇話会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 男女共同参画社会の形成に関し学識経験を有する者</p> <p>(2) 男女共同参画社会の形成に関し関心を有する者で、公募に応じて選考されたもの</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 懇話会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	町長	男女共同参画社会促進懇話会	<p>1 組織 懇話会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 男女共同参画社会の形成に関し学識経験を有する者</p> <p>(2) 男女共同参画社会の形成に関し関心を有する者で、公募に応じて選考されたもの</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 懇話会は、次に掲げる事務をつ</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する調査研究 (2) 男女共同参画社会の促進に関する基本方針等の作成 (3) 前2号に掲げるもののほか男女共同参画社会の形成の促進に関すること。 (4) 前3号に規定する事項に関し、必要に応じ、町長に意見を述べること。 			<p>かさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する調査研究 (2) 男女共同参画社会の促進に関する基本方針等の作成 (3) 前2号に掲げるもののほか男女共同参画社会の形成の促進に関すること。 (4) 前3号に規定する事項に関し、必要に応じ、町長に意見を述べること。
町長	保健福祉総合計画策定委員会	<p>1 組織 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 町議会議員 2人以内 (2) 学識経験を有する者 5人以内 (3) 保健・医療関係者 5人以内 (4) 福祉関係者 5人以内 (5) 町民の代表 8人以内 <p>2 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保健福祉総合計画の策定、推進、評価及び見直し (2) 計画の公表に関すること。 (3) その他保健福祉に関する事項 	町長	保健福祉総合計画策定委員会	<p>1 組織 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 町議会議員 2人以内 (2) 学識経験を有する者 5人以内 (3) 保健・医療関係者 5人以内 (4) 福祉関係者 5人以内 (5) 町民の代表 8人以内 <p>2 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保健福祉総合計画の策定、推進、評価及び見直し (2) 計画の公表に関すること。

町長	高齢者保健福祉推進委員会	<p>1 組織 委員会は、委員17人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町議会議員 3人以内</p> <p>(2) 保健・医療関係者 4人以内</p> <p>(3) 福祉関係者 5人以内</p> <p>(4) 介護保険被保険者 3人以内</p> <p>(5) 介護保険費用負担者 2人以内</p> <p>2 任期 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 委員会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 高齢者保健福祉計画の策定、推進、評価又は見直し</p> <p>(2) 介護保険事業計画の策定、推進、評価又は見直し</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者の保健福祉施策に関する事項</p>	町長	高齢者保健福祉推進委員会	<p>(3) その他保健福祉に関する事項</p> <p>1 組織 委員会は、委員17人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町議会議員 3人以内</p> <p>(2) 保健・医療関係者 4人以内</p> <p>(3) 福祉関係者 5人以内</p> <p>(4) 介護保険被保険者 3人以内</p> <p>(5) 介護保険費用負担者 2人以内</p> <p>2 任期 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 委員会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 高齢者保健福祉計画の策定、推進、評価又は見直し</p> <p>(2) 介護保険事業計画の策定、推進、評価又は見直し</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者の保健福祉施策に関する事項</p>
町長	同和対策審議会	<p>1 組織 審議会は、委員12人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。</p> <p>(1) 町議会議員 3人</p> <p>(2) 知識経験を有する者 9人</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	町長	同和対策審議会	<p>1 組織 審議会は、委員12人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。</p> <p>(1) 町議会議員 3人</p> <p>(2) 知識経験を有する者 9人</p>

		<p>る。</p> <p>3 所掌事務 審議会は、町長の諮問に応じ、次の事項について審議する。</p> <p>(1) 同和対策に対する長期計画の樹立に関すること。</p> <p>(2) 前号の長期計画の具体的推進に関すること。</p> <p>(3) 同和教育の具体的推進に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか同和問題その他の人権に関すること。</p>			<p>2 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 審議会は、町長の諮問に応じ、次の事項について審議する。</p> <p>(1) 同和対策に対する長期計画の樹立に関すること。</p> <p>(2) 前号の長期計画の具体的推進に関すること。</p> <p>(3) 同和教育の具体的推進に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか同和問題その他の人権に関すること。</p>
町長	人権センター・中尾児童館運営審議会	<p>1 組織 審議会は、委員17人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町議会議員 3人</p> <p>(2) 民生委員 1人</p> <p>(3) 人権擁護委員 1人</p> <p>(4) 隣接地域区長 2人</p> <p>(5) 地域改善対策対象地域に居住している者 2人</p> <p>(6) 学識経験を有する者 3人</p> <p>(7) PTA代表者 1人</p> <p>(8) 公民館代表者 1人</p> <p>(9) 母親クラブ代表者 1人</p> <p>(10) 学校関係者 2人</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とし、前項各号の役職から選任された者が当該役職を退いた</p>	町長	人権センター・中尾児童館運営審議会	<p>1 組織 審議会は、委員17人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町議会議員 3人</p> <p>(2) 民生委員 1人</p> <p>(3) 人権擁護委員 1人</p> <p>(4) 隣接地域区長 2人</p> <p>(5) 地域改善対策対象地域に居住している者 2人</p> <p>(6) 学識経験を有する者 3人</p> <p>(7) PTA代表者 1人</p> <p>(8) 公民館代表者 1人</p> <p>(9) 母親クラブ代表者 1人</p>

		<p>ときは、その職を失う。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 町長の諮問に応じ、人権センター及び中尾児童館に関する重要事項について調査審議する。</p>			<p>(10) 学校関係者 2人</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とし、前項各号の役職から選任された者が当該役職を退いたときは、その職を失う。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 町長の諮問に応じ、人権センター及び中尾児童館に関する重要事項について調査審議する。</p>
町長	簡易水道等審議会	<p>1 組織 審議会は、委員9人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町議会議員 3人</p> <p>(2) 簡易水道等を使用する者 6人</p> <p>2 任期 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 審議会は、町長の諮問に応じ、簡易水道等に関する事項について審議する。</p>	町長	簡易水道等審議会	<p>1 組織 審議会は5人以内をもって組織し、簡易水道等を使用する者から町長が委嘱する。</p> <p>2 任期 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 審議会は、町長の諮問に応じ、簡易水道等に関する事項について審議する。</p>
町長	林業構造改善事業協議会	<p>1 組織 協議会は、委員9人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町議会議員 2人以内</p> <p>(2) 農業委員会委員 1人</p> <p>(3) 森林組合役員 2人以内</p> <p>(4) 青年・女性組織の代表者 2人以内</p> <p>(5) 学識経験を有する者 1人</p> <p>(6) 林業改良指導員 1人</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、</p>	町長	林業構造改善事業協議会	<p>1 組織 協議会は、委員9人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町議会議員 2人以内</p> <p>(2) 農業委員会委員 1人</p> <p>(3) 森林組合役員 2人以内</p>

		<p>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 協議会は、町長の諮問に応じ、次の事項について審議する。</p> <p>(1) 林業構造改善事業計画の樹立に関すること。</p> <p>(2) 林業構造改善事業の実施に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、林業構造改善事業の推進に関すること。</p>			<p>(4) 青年・女性組織の代表者 2人以内</p> <p>(5) 学識経験を有する者 1人</p> <p>(6) 林業改良指導員 1人</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 協議会は、町長の諮問に応じ、次の事項について審議する。</p> <p>(1) 林業構造改善事業計画の樹立に関すること。</p> <p>(2) 林業構造改善事業の実施に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、林業構造改善事業の推進に関すること。</p>
町長	包括医療センターそよう病院運営委員会	<p>1 組織 委員会は、委員8人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町議会議員 2人</p> <p>(2) 山都町に居住する者 3人</p> <p>(3) 学識経験を有する者 3人</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 委員会は、町長の諮問に応じ、包括医療センターそよう病院の運営に関し必要な事項を審議する。</p>	町長	包括医療センターそよう病院運営委員会	<p>1 組織 委員会は、委員8人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町議会議員 2人</p> <p>(2) 山都町に居住する者 3人</p> <p>(3) 学識経験を有する者 3人</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 委員会は、町長の諮問に応じ、包括医療センターそよう病院の運営に関し必要な事項を審議する。</p>

山都町建設事業分担金徴収条例(平成17年条例第165号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第3(第3条関係)			別表第3(第3条関係)		
事業区分	受益者負担率	備考	事業区分	受益者負担率	備考
(1) 簡易水道等 事業の新設、改 良又は更新事業	100分の50	事業費(用地費を含む。)は、国及び県の補助金の額並びに町債の額を除いた額とする。 受益者は、山都町簡易水道等事業の設置に関する条例(平成18年山都町条例第19号。以下この表において「条例」という。)第3条第1号の表名称の欄に掲げる施設において事業を行う給水装置使用者(公共施設におけるものを含む。)とする。	簡易水道等事業の 新設、改良又は更 新事業	100分の50	事業費(用地費を含む。)は、国及び県の補助金の額並びに町債の額を除いた額とする。 受益者は、山都町簡易水道等事業の設置に関する条例(平成18年山都町条例第19号)第3条第1項第1号の表名称の欄に掲げる施設において事業を行う給水装置使用者(公共施設におけるものを含む。)とする。
(2) 簡易水道等 施設の修繕等の 事業	100分の50	事業費は、修繕等に要する費用の総額とする。ただし、5万円以上のものに限る。 受益者は、条例第3条の表名称の欄に掲げる施設において事業を行う給水装置使用者とする。			

山都町簡易水道等事業の設置に関する条例(平成18年条例第19号)新旧対照表

現行	改正後（案）												
<p>(簡易水道等の名称等)</p>	<p>(簡易水道等の名称等)</p>												
<p>第3条 町が設置する簡易水道等事業の名称及び給水区域は、次の表に掲げるとおりとする。</p>	<p>第3条 町が設置する簡易水道等事業の名称及び給水区域は、次の表に掲げるとおりとする。</p>												
<p>(1) 簡易水道</p>	<p>(1) 簡易水道</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="161 485 495 533">名称</th> <th data-bbox="495 485 1099 533">給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="161 533 495 767">矢部長谷地区簡易水道</td> <td data-bbox="495 533 1099 767"> <u>山都町北中島字</u> <u>高崎の一部、白藪の一部、菅田の一部、小鶴の一部、西田の一部、這松の一部、冷水、谷山の一部、大星の一部、加田の一部、長畑の一部、小星の一部、前田の一部、北城の尾の一部、向小星の一部</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 767 495 1050">大矢野原地区簡易水道</td> <td data-bbox="495 767 1099 1050"> <u>水の田尾地区</u> <u>船川、池窪、開拓団、九千川、水の田尾</u> <u>金内地区</u> <u>鹿生野、立野、井芹、下村、橋目</u> <u>萱野地区</u> <u>上鶴地区</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1050 495 1377">矢部地区簡易水道</td> <td data-bbox="495 1050 1099 1377"> <u>山都町下名連石字川島、森ノ本、西ノ切、広木、古閑、鴨原、柿原、中原、坪ノ内、造別当、所野尾、下鶴、早田、津留、樋の口、鍛冶屋園、大切木、下牟田口、上牟田口、藪下、若宮、立本、大迫、菅牟田、芝原、造別当鶴免、鳶平、川鶴</u> <u>山都町田小野字下川原、塘下、中塘、辰本ノ前、堂ノ字土、井手字土、中鶴川原、久留見尾、三ツ</u> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	矢部長谷地区簡易水道	<u>山都町北中島字</u> <u>高崎の一部、白藪の一部、菅田の一部、小鶴の一部、西田の一部、這松の一部、冷水、谷山の一部、大星の一部、加田の一部、長畑の一部、小星の一部、前田の一部、北城の尾の一部、向小星の一部</u>	大矢野原地区簡易水道	<u>水の田尾地区</u> <u>船川、池窪、開拓団、九千川、水の田尾</u> <u>金内地区</u> <u>鹿生野、立野、井芹、下村、橋目</u> <u>萱野地区</u> <u>上鶴地区</u>	矢部地区簡易水道	<u>山都町下名連石字川島、森ノ本、西ノ切、広木、古閑、鴨原、柿原、中原、坪ノ内、造別当、所野尾、下鶴、早田、津留、樋の口、鍛冶屋園、大切木、下牟田口、上牟田口、藪下、若宮、立本、大迫、菅牟田、芝原、造別当鶴免、鳶平、川鶴</u> <u>山都町田小野字下川原、塘下、中塘、辰本ノ前、堂ノ字土、井手字土、中鶴川原、久留見尾、三ツ</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 485 1559 533">名称</th> <th data-bbox="1559 485 2040 533">給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 533 1559 624">大矢野原地区簡易水道</td> <td data-bbox="1559 533 2040 624"> <u>水の田尾地区、金内地区、萱野地区、上鶴地区</u> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	大矢野原地区簡易水道	<u>水の田尾地区、金内地区、萱野地区、上鶴地区</u>
名称	給水区域												
矢部長谷地区簡易水道	<u>山都町北中島字</u> <u>高崎の一部、白藪の一部、菅田の一部、小鶴の一部、西田の一部、這松の一部、冷水、谷山の一部、大星の一部、加田の一部、長畑の一部、小星の一部、前田の一部、北城の尾の一部、向小星の一部</u>												
大矢野原地区簡易水道	<u>水の田尾地区</u> <u>船川、池窪、開拓団、九千川、水の田尾</u> <u>金内地区</u> <u>鹿生野、立野、井芹、下村、橋目</u> <u>萱野地区</u> <u>上鶴地区</u>												
矢部地区簡易水道	<u>山都町下名連石字川島、森ノ本、西ノ切、広木、古閑、鴨原、柿原、中原、坪ノ内、造別当、所野尾、下鶴、早田、津留、樋の口、鍛冶屋園、大切木、下牟田口、上牟田口、藪下、若宮、立本、大迫、菅牟田、芝原、造別当鶴免、鳶平、川鶴</u> <u>山都町田小野字下川原、塘下、中塘、辰本ノ前、堂ノ字土、井手字土、中鶴川原、久留見尾、三ツ</u>												
名称	給水区域												
大矢野原地区簡易水道	<u>水の田尾地区、金内地区、萱野地区、上鶴地区</u>												

	枝、桐原、上山下、管田 山都町三ヶ字日当
山都中央地区簡易水道	山都町御所字中園、上稲生野、下稲生野、上岩立、 鳥越、尾畑、上御迎、下岩立、上後迫、下後迫、 藤原、長迫、杉ノ鶴、坂の下、辨天、上中川、芹 田、夫正手、上小野迫、松葉、日向、上鶴、松の 元、下平原 山都町黒川字西川、脇、早田、七股、中原、東前 田 山都町川野字戸の下の一部、寺の前の一部、上鶴 後番の一部、宇土の一部、早の迫の一部、山屋、 前田の一部、大道の一部 山都町川野字上鶴前田、居屋敷、廣畑 山都町成君字城野瀬の一部、 山都町麻山字長ノ谷、下道、東田、前田、西ノ谷、 竹ノ迫、大鶴、小鶴、於向、向、下鶴、岩下、池 窪 山都町上川井野字岩立、萩原、中鶴、山口、前田、 松葉、中滝、坪の水、池尻谷、下池尻 山都町成君字勝負、桐原、成君鶴、成君谷、道ノ 上、西柳淵、東柳淵、小差 山都町小笹字脇、谷川 山都町男成字山ノ堂、脇、龍鼻、上前田、下前田、 迫ノ口、大角、立ノ迫、橋詰、宝財出、太原 山都町田所字龍頭、東鶴、下鶴

	<p>山都町野尻字一ノ谷、尻原、塔ノ尾、滝口、前田、東前田、山脇</p> <p>山都町下川井野字山ノ上、萱原、上鶴、下鶴、石原</p> <p>山都町畑字東二反田</p> <p>山都町小中竹字砥石谷、前</p> <p>山都町木原谷字平木、三本松、櫛原、迫頭、前谷、腰越、深久保、上大谷、管谷、木原、後迫、北請、南請、原、白谷の一部、井出口の一部</p>
白糸地区簡易水道	<p>山都町白糸</p> <p>犬飼、新小、相藤寺、新小南、白石、小ヶ蔵、田吉</p>
中部地区簡易水道	<p>山都町大平字下鶴、中尾、原口、柿平、木部生野、大刀、宮ノ元、立野、引地、岩下</p> <p>須原字日暮、面田、鶴</p> <p>米生字百池谷、前鶴、鶴、城野、前、山ノ後、吉野、開田、城下</p> <p>仮屋字下鶴</p>
尾野尻地区簡易水道	<p>山都町尾野尻字馬場、迫間、南受、一本ヶ迫、打越、中尾、中鶴、東ノ前、下須、鶴平、東高山、西高山</p> <p>市野原字前鶴、居屋敷、桑鶴、猿越</p> <p>鎌野字小倉、前、下鶴、松葉、竹ノ脇、猫ノ頭</p> <p>米生字水上、萱場</p> <p>仮屋字浦田</p>

高月地区簡易水道	高月全域
小峰地区簡易水道	栃原、猪尾、元小峰
朝日地区簡易水道	<p>山都町井無田字轟木、一本木、木明寺、向野、釜蓋、陣ノ尾、無田、瀬ノ口、萩ノ迫、谷頭、清住、森ノ本、村ノ前、米ノ鶴、田端ヶ原</p> <p>山都町鶴ヶ田字木明寺、濡着、竹ノ脇、小幡、石ノ本、上以後、蔵ノ宇土、中以後、鏡原、田代、勝負、下瀬、杉園、向ノ谷、女夫木、西鏡原、下以後、宇土、道免、上戸井ノ口、下戸井ノ口、寺尾、相六、山中、大道端、法蓮寺、槻学駄、旗ヶ塔、日名田、上小迫、場所ヶ迫、下小迫、面田、中野、谷、仮又、堂の前、北原</p>
馬見原地区簡易水道	<p>山都町馬見原字</p> <p>上ノ川、林ノ後、川鶴、中鶴、松崎、嶽、小嶽、堀ノ口、新原、上原、古園、中原、下原、岩嶽、北原、長迫、中尾、岩尾鶴、平尾嶽、鏡山</p> <p>山都町滝上字</p> <p>前鶴、須苅台、枯木ヶ迫、中尾、松葉ヶ谷、鶴、芋山、花立谷、下鶴</p> <p>山都町長崎字</p> <p>加勢群、鏡山、栃原、芳ノ谷、萩野、大ノ谷、谷尾、長迫、上山口、上小手吹、下山口、脊越、西ノ内、徳惣口、宿ノ木、シメノ上、ソラズ、伍住地、乙ノ口、水迫、シイバ、上夕雀、下夕雀、柿ノ木迫、水ノ本、戸崎、花房</p>

菅尾地区簡易水道	菅尾
柏地区簡易水道	柏字西溜淵、中溜淵、東溜淵、才原、小迫、柏鶴、 道長 二瀬本字大野原、小園、町、宮ノ下、北園、中尾、 丸小野 下山字八反、東、前畑 橘字椈山、森久保、東平、前園、二又迫 花上字花寺、井上、米山
柏第二地区簡易水道	山都町大見口字藪迫、字南原、字岩下 上差尾字無田、字中道 二津留字二津留 玉目字蔵ヶ迫、字宿の谷、字伊野
東竹原地区簡易水道	東竹原一円
西部地区簡易水道	山都町 大野字前田、瀬越 白石字七ツ迫、滝上、白石谷 滝上字中ノ原、下三津目、水迫、北尾崎、南尾崎、 舟迫、佐渡 柳井原字三津目、宮ノ後 神の前字西の内、中鶴、西、山下、上尾、免の下、 免の原、迫尻、白石谷 白石字石場野、中ノ原、鉄ヶ原、見越、十郎谷、 一の谷、宮の前 大野宮ノ後、宮ノ向、茶屋本、伏尻、田子水、白 石谷、森前、前田、瀬越、宮の前

	柳井原字文字ヶ崎、松の元、葦原 方ヶ野字上鶴、下前鶴、前鶴、北井野、南井野、 北小田
今村地区簡易水道	今村一円
蘇陽長谷地区簡易水道	山都町長谷一円

(2) 簡易水道以外のもの

名称	給水区域
島木地区飲料水供給施設	峰
越ノ尾地区飲料水供給施設	越ノ尾
菅囲地区小規模水道施設	菅囲
下鶴地区小規模水道施設	下鶴、山中
上菅地区小規模水道施設	上菅
津留地区小規模水道施設	津留
笈石地区小規模水道施設	笈石
津留本村地区小規模水道施設	津留本村
葛原地区小規模水道施設	葛原
貫原地区小規模水道施設	貫原

2 (略)

(2) 簡易水道以外のもの

名称	給水区域
島木地区飲料水供給施設	峰
越ノ尾地区飲料水供給施設	越ノ尾
菅囲地区小規模水道施設	菅囲
下鶴地区小規模水道施設	下鶴、山中
津留地区小規模水道施設	津留
笈石地区小規模水道施設	笈石
津留本村地区小規模水道施設	津留本村
葛原地区小規模水道施設	葛原

2 (略)

山都町簡易水道等事業給水条例(平成18年条例第20号)新旧対照表

現行	改正後(案)
目次 第1章 総則(第1条—第4条)	目次 第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 給水装置工事及びその費用(第5条—第18条)

第3章 給水(第19条—第30条)

第4章 料金及び手数料等(第31条—第43条)

第5章 管理(第44条—第53条)

第6章 補則(第54条)

第7章 罰則(第55条・第56条)

附則

(料金)

第32条 料金は、1箇月につき次に掲げる用途及び量水器口径区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 簡易水道の料金

ア 中部地区簡易水道、尾野尻地区簡易水道、高月地区簡易水道、小峰地区簡易水道、朝日地区簡易水道、馬見原地区簡易水道、菅尾地区簡易水道、柏地区簡易水道、柏第二地区簡易水道、東竹原地区簡易水道、西部地区簡易水道、今村地区簡易水道、山都中央地区簡易水道、矢部長谷地区簡易水道、矢部地区簡易水道、白糸地区簡易水道及び蘇陽長谷地区簡易水道

名称	用途	メーター	基本水量	基本料金(1箇月につき)	超過料金(1m ³ につき)
		口径区分			
中部地区簡易水道	一般用	13mm	7m ³ 当たり	1,100円	154円
尾野尻地区簡易水道		20mm	7m ³ 当たり	1,221円	154円
道		25mm	7m ³ 当たり	1,243円	154円
高月地区簡易水道		30mm	7m ³ 当たり	1,342円	154円

第2章 給水装置工事及びその費用(第5条—第18条)

第3章 給水(第19条—第30条)

第4章 料金及び手数料等(第31条—第42条)

第5章 管理(第43条—第52条)

第6章 補則(第53条)

第7章 罰則(第54条・第55条)

附則

(料金)

第32条 料金は、1箇月につき次に掲げる用途及び量水器口径区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 簡易水道の料金

名称	基本料金(1箇月につき)
大矢野原地区簡易水道	400円

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

小峰地区簡易水道	40mm	7m ³ 当たり	1,496円	154円
朝日地区簡易水道	50mm	7m ³ 当たり	3,652円	154円
馬見原地区簡易水道	75mm	7m ³ 当たり	4,510円	154円
道	公共用	—	7m ³ 当たり	550円
菅尾地区簡易水道	一時用	—	—	1m ³ につき
柏地区簡易水道	消火栓(演習用)	10分(約10m ³)	—	1,100円
柏第二地区簡易水道				
東竹原地区簡易水道				
西部地区簡易水道				
今村地区簡易水道				
山都中央地区簡易水道				
矢部長谷地区簡易水道				
白糸地区簡易水道				
蘇陽長谷地区簡易水道				

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

イ 大矢野原地区簡易水道

名称	基本料金(1箇月につき)	基本水量	超過料金(1m ³ につき)
大矢野原地区簡易水道	400円	—	—

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(2) 簡易水道以外のものの料金

名称	基本料金(1箇月につき)
島木地区飲料水供給施設	300円
菅囲地区飲料水供給施設	200円
横野地区飲料水供給施設	200円
越ノ尾地区飲料水供給施設	400円
下鶴地区小規模水道施設	300円
上菅地区小規模水道施設	200円
津留地区小規模水道施設	200円
笈石地区小規模水道施設	400円
津留本村地区小規模水道施設	200円
葛原地区小規模水道施設	400円

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(加入金)

第42条 給水装置工事のうち新設工事又は増径工事(現に設置しているメーターより口径の大きいメーターを新たに設置する工事をいう。以下同じ。)を行う者は、申込みの際に、管理者に加入金を納入しなければならない。

2 新設工事における加入金の額は、それぞれ次の表の左欄に掲げるメーターの口径の区分ごとに同表の右欄に定める額とする。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	33,000円
20ミリメートル	44,000円
25ミリメートル	88,000円

(2) 簡易水道以外のものの料金

名称	基本料金(1箇月につき)
島木地区飲料水供給施設	300円
菅囲地区小規模水道施設	200円
越ノ尾地区飲料水供給施設	400円
下鶴地区小規模水道施設	300円
津留地区小規模水道施設	200円
笈石地区小規模水道施設	400円
津留本村地区小規模水道施設	200円
葛原地区小規模水道施設	400円

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(加入金)

第42条 削除

30ミリメートル	143,000円
40ミリメートル	275,000円
50ミリメートル	495,000円
75ミリメートル	1,430,000円

3 増径工事の加入金の額は、新たに設置することとなるメーターの口径に係る加入金の額から現に設置しているメーターの口径に係る加入金の額を差し引いた額とする。

4 管理者は、特別の理由があると認めるときは、加入金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の加入金は、返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(料金、手数料等の減額又は免除)

第43条 (略)

(給水装置の検査等)

第44条 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第45条 (略)

(給水の停止)

第46条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) (略)

(2) 水道使用者が正当な理由がなくて、第34条の規定による使用水量及び用途の認定又は第44条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) (略)

(料金、手数料等の減額又は免除)

第42条 (略)

(給水装置の検査等)

第43条 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第44条 (略)

(給水の停止)

第45条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) (略)

(2) 水道使用者が正当な理由がなくて、第34条の規定による使用水量及び用途の認定又は第43条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) (略)

第47条 (略)

第48条 (略)

(給水装置の切離し)

第49条 (略)

(給水装置操作の禁止)

第50条 (略)

(家族等の行為に対する責任)

第51条 (略)

(貯水槽水道に関する町の責務)

第52条 (略)

(貯水槽水道に関する設置者の責務)

第53条 (略)

第54条 (略)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 正当な理由がなくて、第23条第3項の規定によるメーターの設置、第33条の規定による使用水量の計量、第44条の規定による検査又は第47条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) (略)

(4) 第32条の規定による料金、第41条の規定による手数料又は第42条第1項の規定による加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第56条 詐欺その他不正の行為によって第32条の規定による料金、第41条の規

第46条 (略)

第47条 (略)

(給水装置の切離し)

第48条 (略)

(給水装置操作の禁止)

第49条 (略)

(家族等の行為に対する責任)

第50条 (略)

(貯水槽水道に関する町の責務)

第51条 (略)

(貯水槽水道に関する設置者の責務)

第52条 (略)

第53条 (略)

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 正当な理由がなくて、第23条第3項の規定によるメーターの設置、第33条の規定による使用水量の計量、第43条の規定による検査又は第46条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) (略)

(4) 第32条の規定による料金、第41条の規定による手数料_____の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第55条 詐欺その他不正の行為によって第32条の規定による料金、第41条の規

<p>定による手数料又は第42条第1項の規定による加入金の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>規定による手数料_____の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
---	---

山都町水道事業給水条例(平成17年条例第144号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(工事費の予納)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の工事費の概算額は、<u>工事^{しゆん}竣工後</u>に精算する。</p> <p>(補修)</p> <p>第15条 町が施行した給水設備の^{かし}瑕疵による損壊は、<u>工事^{しゆん}竣工</u>の日から3箇月以内に発生したときに限り、町費をもって補修する。</p> <p>(自己の材料及び設備の申込み)</p> <p>第18条 申込者は、自己の材料の使用を申し込み、管理者の承認を受けて特別の設備をなすことができる。ただし、使用材料は着手前に、設備は<u>竣工後</u>速やかに検査を受けなければならない。増設、改造及び変更の場合も同様とする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第43条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 第48条及び第49条により給水停止した者を解除するとき</u></p>	<p>(工事費の予納)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の工事費の概算額は、<u>工事竣工後</u>に精算する。</p> <p>(補修)</p> <p>第15条 町が施行した給水設備の^{かし}瑕疵による損壊は、<u>工事竣工</u>の日から3箇月以内に発生したときに限り、町費をもって補修する。</p> <p>(自己の材料及び設備の申込み)</p> <p>第18条 申込者は、自己の材料の使用を申し込み、管理者の承認を受けて特別の設備をなすことができる。ただし、使用材料は着手前に、設備は<u>竣工</u>後速やかに検査を受けなければならない。増設、改造及び変更の場合も同様とする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第43条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 削除</u></p>

<p><u>1回につき 2,000円</u></p> <p>(給水装置の切離し)</p> <p>第51条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(給水装置の切離し)</p> <p>第51条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 未納による給水停止の状態であって、30日以上納付がないとき。</u></p> <p><u>(4) その他管理者が必要と認めるとき。</u></p>
--	---

山都町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年条例第14号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は<u>水道環境</u>を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>